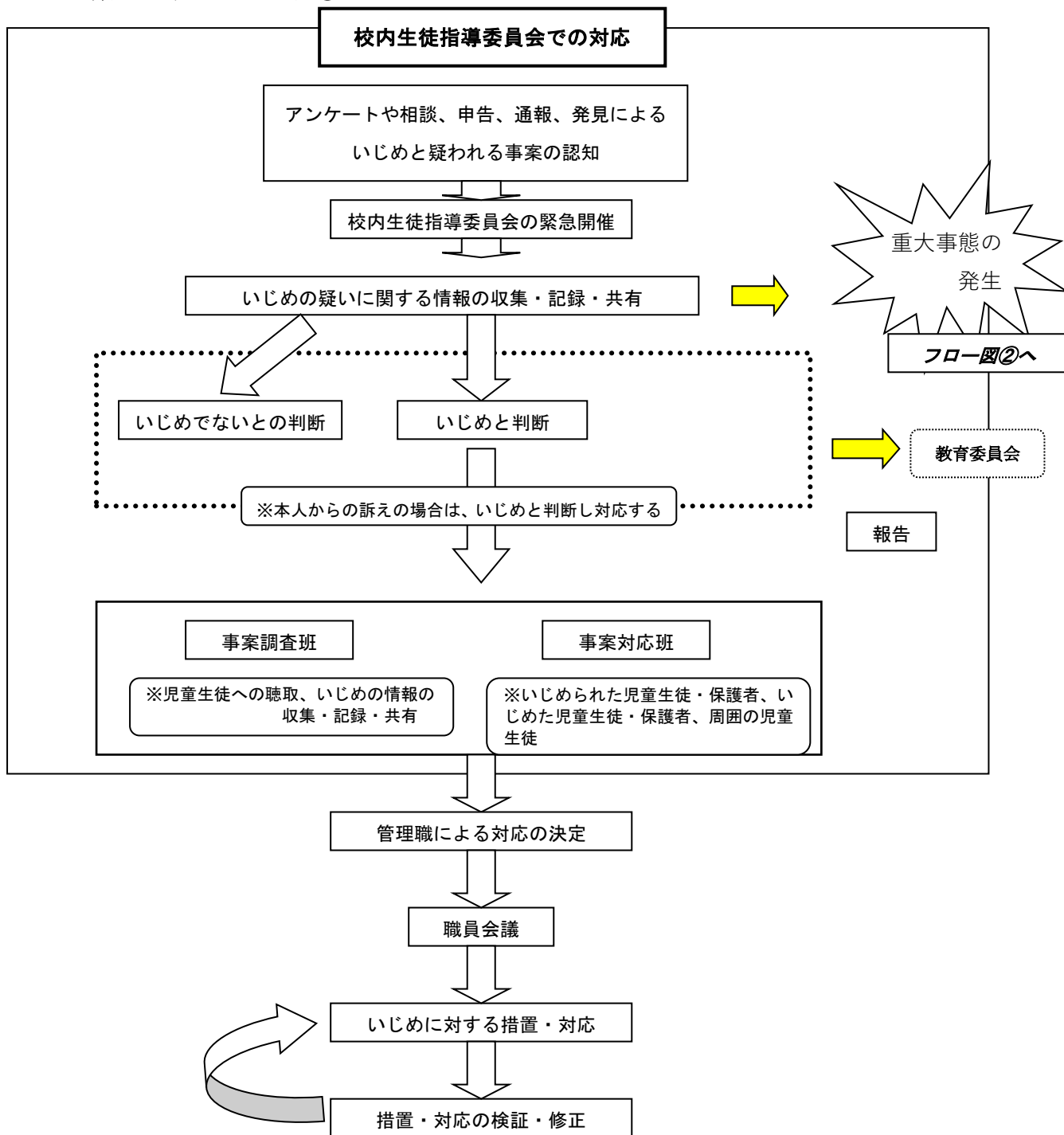
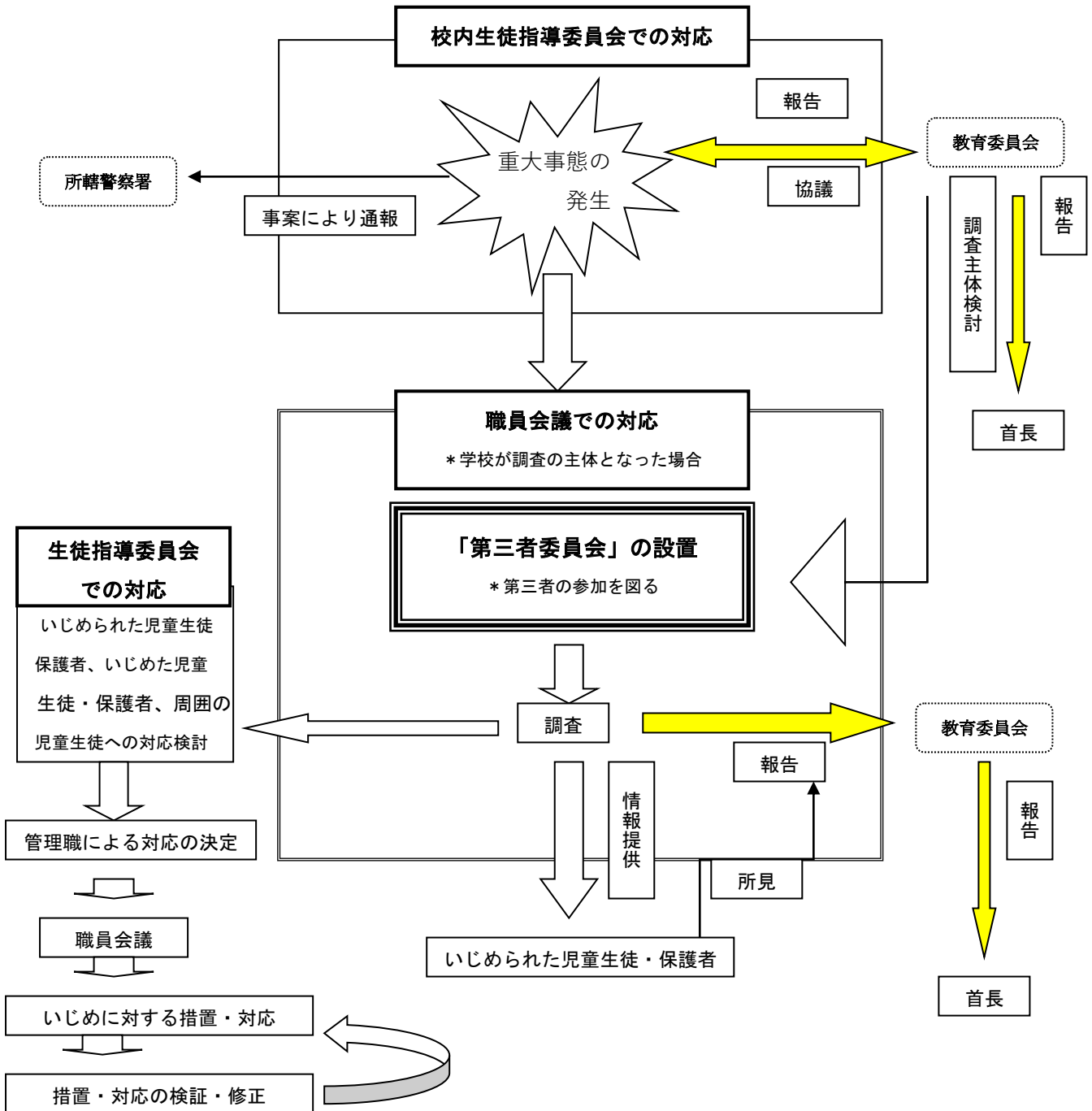


1.いじめ事案への対応 フロー図①



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し、連携する

2.いじめ事案への対応 フロー図②「重大事態」への対応



* 重大事件のとりえ方

○児童生徒や保護者からいじめによって重大な被害を受けたとの訴えがあった場合は、重大事態ととらえる。

・重大な被害が「いじめの結果でない」と思われる場合でも、重大事態ととらえる。

・学校側が、被害の状況を重大な事態ではないと考えたとしても重大事態ととらえる。

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童生徒・保護者に対して、適時・

適切な方法で提供・説明を行う。